

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成7年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から平成7年2月1日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に昭和63年9月から平成7年4月まで勤務していたのに、同年2月からの加入記録しかないとの回答を得た。  
しかし、入社後すぐに健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和62年9月1日取得から平成7年4月25日離職まで）及び同僚の証言から、申立人が雇用保険の加入期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主による、申立人と同時期に入社した社員の厚生年金保険料の控除の状況等に関する回答から、当時、当該事業所では、給与の締め日は毎月15日で、翌月払いであり、また、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたことがうかがえるところ、事業主提出の申立人に係る給与支給表によれば、平成7年2月（支払い）の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち同年1月1日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、平成7年1月の標準報酬月額については、給与支給表における厚生年金保険料の控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は無く不明としており、納付を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和63年9月1日から平成7年1月1日までの期間については、事業主提出の申立人に係る給与支給表(平成3年1月(支払い)から7年4月(支払い)までの分、及び退職時(平成7年4月16日以降の勤務期間に係る)支払い分)のうち、3年1月(支払い)から7年1月(支払い)までの分には、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、複数の同僚は、「当時の運転手には、手取りが減るため社会保険に加入しない者がいた。」、「当時は、全員が社会保険には加入していなかった。」旨の証言をしていることを踏まえると、申立期間当時において、当該事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案391

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月10日

平成16年7月10日に12万円の賞与が支払われているが、社会保険事務所（当時）の記録では、標準賞与額が1万2,000円とされている。

賞与の支給額が確認できる当時の給料台帳があるので、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主提出の給料台帳における厚生年金保険料の控除額により、申立人は、その主張する標準賞与額（12万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類は給料台帳以外すべて破棄したが、間違った届出をすることはあり得ない旨回答しているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月、58年3月、59年3月、60年3月及び61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月  
② 昭和58年3月  
③ 昭和59年3月  
④ 昭和60年3月  
⑤ 昭和61年3月

私は、昭和44年4月から平成3年3月まで、毎年、A社B工場に勤務しており、同社の労務課職員から、1か月でも国民年金保険料の納め漏れがあると年金がもらえなくなると言われたので、同社を一旦退職する際に年金手帳を持参し、C町役場で厚生年金保険から国民年金への加入手続を行った。

いずれの申立期間についてもC町役場では、私の年金手帳に国民年金の資格期間を記載してくれなかったが、平成3年にD社会保険事務所(当時)ですべての申立期間の国民年金の資格期間等を記載してもらったので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月から平成3年3月まで、毎年、C町役場で厚生年金保険から国民年金への加入手続を行い、同町役場で国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立期間の保険料を納付したことを示す証拠として、年金手帳の国民年金の記録欄には申立期間についても資格期間等が記載されていると主張しているものの、申立人が、年金手帳を持参しながら同町役場が5回にわたり国民年金の資格期間等を記載しなかったとするのは不自然であるとともに、オンライン記録では、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、D年金事務所では、「職員がオンライン記録に無い国民年金記録を年金手帳に記入することは無い。」と回答していることを踏まえると、当該手帳の記載をもって申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものとは考え難

い。

また、申立人は、申立期間に、C町役場で友人と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の友人は、申立人と同町役場で出会い、保険料を納付したことは憶えているものの、それが申立期間のことなのか、申立期間以前のことなのかは分からないため、納付時期を特定することができない旨回答している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から61年3月まで

私は、昭和54年3月に、夫が厚生年金保険から国民年金に切替手続きをする際に、夫から国民年金に加入するよう勧められたので、夫婦一緒に国民年金の加入手続をA市B支所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、A市から送付された納付書で、主に夫が、毎月、A市B支所、C郵便局及びD信用金庫E支店F出張所で、一か月あたり1万400円の保険料を、夫婦二人分納めていたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和54年4月ころに夫婦一緒に行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の国民年金被保険者資格の取得年月日から、61年4月から同年6月までの間であると推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は85か月と長期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、主に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、年度をさかのぼって納付したことは無いと述べているとともに、納付したとする保険料額は実際の保険料額とは大きく相違している。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から50年3月まで

私は、昭和45年6月1日から50年9月30日まで、A理容院に勤務していたが、この店の奥様が将来のためにと49年5月ころに国民年金への加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料は、私がB市から送付された納付書で銀行又は郵便局で納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月ころに、当時勤務していたA理容院の経営者の妻が国民年金への加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、50年9月30日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、B市から送付された納付書で銀行又は郵便局で納付していたと主張しており、市町村が発行した納付書では、現年度保険料しか納付できなかったと考えられることから、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和50年度の保険料から納付を開始したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金への加入手続を行ったとするA理容院の経営者の妻の消息が確認できないことから、申立人の国民年金の加入状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成17年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月

平成17年5月末に勤めていた会社を辞めたことから、翌月の初めに、私がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の免除申請手続を行い、半額免除と承認された。間もなく、再就職先が決まったことから、再度、同市役所に出向き、保険料の免除申請を取り下げ、妻が夫婦二人分の申立期間の保険料を金融機関で納付したが、納付記録が半額納付のままとなっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年6月分の国民年金保険料の半額免除申請を取り下げ、同月分の保険料全額を納付したと主張しているが、申立人が申立期間後に勤務しているB社に提出した「平成17年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」には、申立人の保険料として、申立期間当時の保険料1万3,580円の半分の金額である6,790円が記載されており、申立人の妻の保険料としても同様の記載がある上、同社からA市に提出された「<sup>⑱</sup>給与支払報告書（個人別明細書）（市区町村提出用）」の写しの摘要欄に記載されている「国民年金保険料等の金額」も1万3,580円となっていることが確認できることから、妻は半額免除を受けた夫婦二人分の保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を全額納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに妻が保険料全額を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年3月まで

平成元年秋ごろ、私は学生であったが、国民年金法の改正により、学生であっても20歳以上の者は国民年金に加入しなければならなくなったことに加え、友人からの勧めもあったことから、A市役所で国民年金への加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、B銀行本店もしくはC銀行D支店(現在は、E銀行D支店)の預金口座から口座振替により納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年秋ごろ、国民年金法の改正により、学生であっても20歳以上の者は国民年金に加入しなければならなくなったことに加え、友人の勧めもあったことから、A市役所で国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、学生の国民年金への強制加入が開始されたのは、3年4月からである上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の国民年金被保険者資格の取得年月日等から、同年4月ころと推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、B銀行本店もしくはC銀行D支店の預金口座から口座振替により納付していたと主張しているが、申立期間当時、学生であった申立人は国民年金の任意加入であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に国民年金への加入を勧めた友人は、既に亡くなっており、申立人の国民年金への加入状況等を確認することができない上、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで  
昭和 29 年に大学を中退後、A放送局に臨時職員として勤務した。臨時職員でも社会保険に加入する約束で入社しており、当時の給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の写真及び連絡の取れた元従業員の証言から、申立人がA放送局に、昭和 29 年秋ごろから 31 年 6 月ごろまで勤務していたことはいくつかあるものの、申立人の実際の勤務期間を特定できる証言等は得られず、また、申立人の勤務期間及び雇用形態について確認できる人事記録等の資料も得られなかった。

また、申立人は、「A放送局に勤務していた高校の1年先輩の父親の紹介で、放送部に臨時職員として勤務し、各支局（B、C、D）から通信機で受けた記事を筆記する等の仕事をしていた。同職種の男性は自分一人のみだった。」と述べているところ、申立人を記憶していた複数の元従業員は、「（申立人は、）アルバイトとして、放送部でデスク補助（原稿取り等）の業務に就いていた。」旨証言しており、申立人の後任者（放送部のデスク補助）も、「同級生の父親（申立人が記憶していた者と同じ）の紹介で放送部に勤務した。同職種の男性は自分一人のみだった。デスク補助はアルバイトであった。」と回答している。この申立人の後任者、及び複数の元従業員の証言から申立期間当時にアルバイトとして勤務していたと考えられる女性3人については、当該アルバイトとしての勤務期間において、A放送局における厚生年金保険の加入記録が存在していないことから、申立期間当

時、当該事業所では、すべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の後任者は、「(アルバイトの期間は、) 給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答しており、当時の経理の担当者は、「アルバイトについては経理が担当しており、各部（放送部）から上がってきた伝票に基づき、給料を計算していた。アルバイトは厚生年金保険には加入していない。」と証言しており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から同年10月まで  
② 昭和26年4月から同年10月1日まで

昭和25年及び26年の4月から10月まで、季節労働者としてA工場で勤務していたが、26年10月の1か月しか厚生年金保険の加入記録が無く、納得がいかない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

連絡の取れた同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA工場に厚生年金保険の加入記録のある昭和26年10月より前の期間から勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年10月1日であり、同日より前の期間において厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、連絡の取れた同僚は、「A工場が厚生年金保険の適用事業所となる前に厚生年金保険料の控除はしていなかったと思う。」と証言している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 6 月から 31 年 8 月 5 日まで  
② 昭和 32 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 33 年 1 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和 25 年 6 月から 36 年 3 月まで A 社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、会社がずさんな事務処理をすることは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の元取締役が、「申立人は、5 年は働いていたと思う。」と証言していること、及び連絡の取れた同僚の証言から、申立人が、厚生年金保険の加入記録が存在する期間(昭和 31 年 8 月 5 日から 32 年 1 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から 33 年 1 月 1 日までの期間)以外の期間においても、同社に大工の棟梁として勤務していたことはうかがえるものの、申立人の実際の勤務期間を確認できる証言や人事記録等の資料は得られず、また、適用事業所名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 29 年 5 月 21 日であり、同日より前の期間において同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、連絡の取れた同僚の証言から、申立期間当時において申立人と同職種(大工の棟梁)として勤務していたと考えられる同僚(故人)、及び大

工として4年以上（最長で10年）勤務していたと回答している同僚3人の厚生年金保険の加入記録は、申立人と同様に、昭和31年8月5日（取得）から32年1月1日（喪失）までの期間及び同年7月1日（取得）から33年1月1日（喪失）までの期間しか存在していない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険の加入期間における厚生年金保険被保険者は30人以上存在するが、申立期間の被保険者数は10人程度となっているところ、元取締役は、「昭和30年代のA社での仕事の受注量にあまり変化は無いと記憶している。」と証言していることから、申立人の厚生年金保険の加入期間以外の期間において、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた者が相当数存在していたものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。